

巻末資料 2

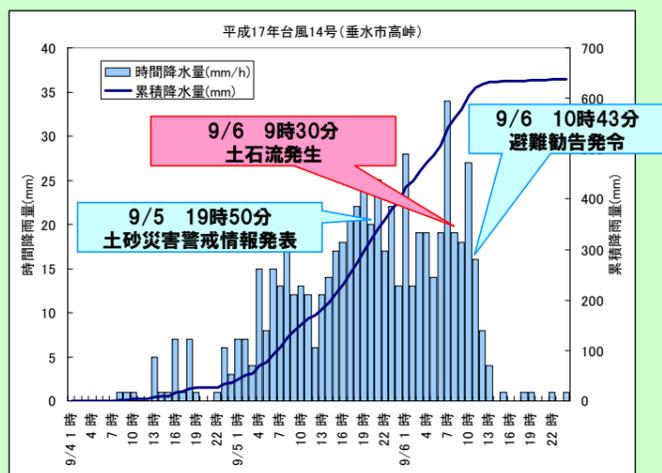
鹿児島県垂水市の取り組み事例

H17/18/19土砂災害 被害概要(垂水市)

平成17年9月台風14号

被害状況

死者:5人、負傷者:0人
 全壊:39棟、半壊:20棟、一部損壊:200棟
 避難勧告:8,352世帯 19,446人(市内全域)



災害の特徴

- 3日にわたる多量の降水の後に土石流が発生した。
- 県では土砂災害警戒情報を発表し、土砂災害についての注意を喚起した。
- 翌日、土石流が発生した。
- 土石流は、避難勧告発令前に発生した。
- 市内の3地区(新御堂(上ノ宮)、新城小谷、新御堂(上新御堂)地区)で5人の尊い命を奪った。

災害時の主な課題

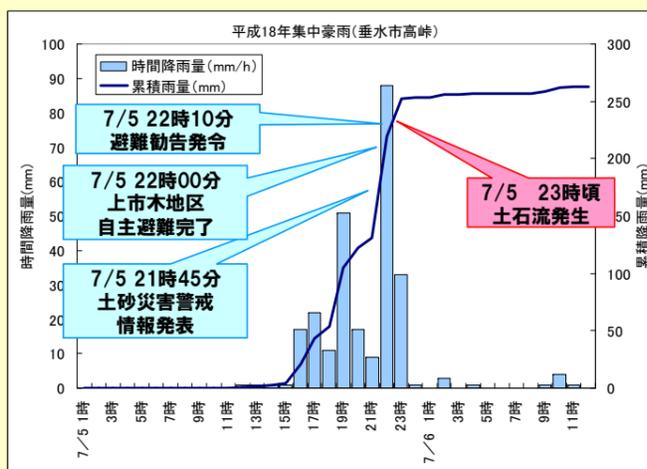
- 危険箇所が周知されていなかった
- 土砂災害に対する避難勧告を考えたことがなかった
- 避難所までの道のりが遠い
- 災害時要援護者の移送に苦慮した

平成18年度地域防災計画の修正

平成18年7月集中豪雨

被害状況

死者:0人、負傷者:0人
 全壊:8棟、半壊:0棟、一部損壊:5棟
 避難勧告:8334世帯 19,101人



災害の特徴

- 半日程度の短時間の多量の降水により土石流が発生した。
- 県では土砂災害警戒避難情報を発表し、土砂災害についての注意を喚起した。
- 上市木地区では、土石流により5戸で被害を受けたが自主避難により人的被害は発生しなかった。
- 避難勧告は上市木地区の自主避難完了後に発令された。
- 避難勧告は発令地区を特定せず、全市に対して発令された。
- 土石流は、避難勧告発令後、1時間以内に発生した。
- 建物被害は生じたが、人的被害は防ぐことができた。

災害時の主な課題

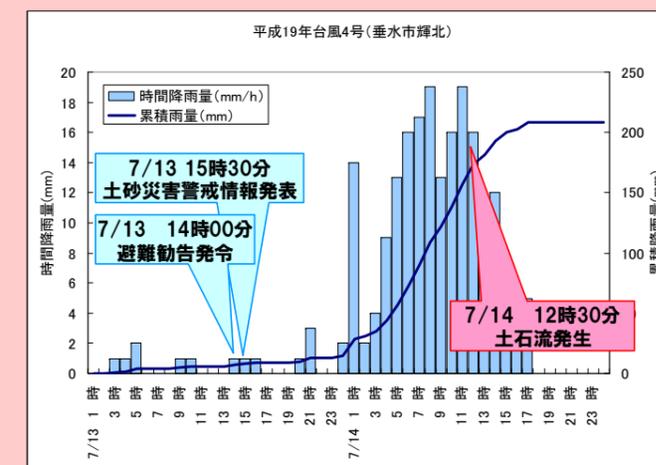
- 自主防災組織結成率が低い
- 現地の全体的な状況が把握できなかった
- 避難勧告発令地区を特定できなかった
- 災害時要援護者施設への連絡体制がなかった

平成19年度地域防災計画の修正

平成19年7月台風4号

被害状況

死者:0人、負傷者:0人
 全壊:5棟、半壊:1棟、一部損壊:1棟
 避難勧告:3,905世帯8,574人(土砂災害危険箇所を有する80振興会(町内会)を特定して発令)



災害の特徴

- 半日程度の短時間の多量の降水により土石流が発生した。
- 避難勧告は土砂災害危険箇所を有する80振興会に特定して発令された。
- 避難勧告が発令された後に、県が土砂災害警戒避難情報を発表した。
- 避難勧告発令後、約1日後に土石流が発生した。
- 建物被害は生じたが、人的被害は防ぐことができた。
- 土石流により二川地区では5戸(含む郵便局)が全壊したが、避難が完了していたので人的被害は防ぐことができた。

災害時の主な課題

- 避難勧告発令地区を土砂災害危険箇所を有する振興会までしか特定できなかった
- 避難所開設準備が十分でない

垂水市における警戒避難体制の取り組み

ガイドライン項目	災害経験で明らかになった課題	課題に対する取り組み	取り組みに関する主なアウトプット	
情報の収集・伝達	災害発生予測や気象状況等は行政からの一方的な伝達で、住民からの情報が入手しづらかった	土砂災害警戒監視情報がレベル3が点灯する度に消防が巡視に向かう		
	市の電話回線数等の制限により住民からの情報を十分に受けられなかった（現地の全体的な状況が把握できなかった）			
	土砂災害警戒情報をFAX受信したが白黒のため見づらかった。特に図は詳細が分からず判断できなかった			
	中継局が不通になり雨量情報が得られなかった（庁舎屋上の雨量計のみで対応した）	雨量局を9局設置し雨量情報を消防本部に送信（相互通報事業）		
※住民への情報伝達体制の強化	主に防災無線と自主防災組織の長への直接連絡 メールサービスの登録周知 H18年200 →H20年現在850 コミュニティFMの開設支援 「災害時における放送要請に関する協定」の締結 報道機関への情報公開、対策本部の開放	垂水市地域防災計画【H19】 【報道機関に対する情報発表の方法】		
※情報伝達手段の確保	市庁舎へ小型発電機を常備	垂水市地域防災計画(H19年度修正) 【災害用独立電源の整備】		
避難勧告等の発令	雨量基準のうち、連続雨量は超過していたが時間雨量は越えていなかったため避難勧告を出さなかった	全市共通だった避難勧告基準を山間部と平野部で別に設定（山間部は連続雨量が50mm程度平野部より少なくても勧告可能に） 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、前兆現象の活用を追加 土砂災害警戒区域等を追加 避難勧告の責任者の明確化 報道機関との連携 防災無線、直に伝達、広報車による伝達 メールの活用 コミュニティFMの活用を検討中 振興会単位での避難勧告の発令 早期避難の重視	垂水市地域防災計画(H18年度修正) 【避難指示等の基準】	
	避難勧告・避難指示を出したことがない 土砂災害に対する避難勧告を考えたことがなかった		土砂災害警戒情報のみで避難勧告を出すのは困難（区域の設定が問題。市町村単位を細分化してほしい）	土砂災害警戒情報を市→振興会・自主防災組織の長→住民の流れで提供 土砂災害警戒情報を防災無線で住民に提供
	土砂災害警戒情報のみで避難勧告を出すのは困難（区域の設定が問題。市町村単位を細分化してほしい）			
	避難所が不足している（自治集会所が危険な場所に立地）（避難所への職員配備の問題）	指定避難所の見直し （公民館・体育館など16箇所） 警戒区域の指定に伴い避難場所5ヶ所を変更・廃止 垂水市災害時要援護者「避難支援プラン」の策定 自治公民館を一時避難所に利用	垂水市地域防災計画(H18年度修正) （H18年度修正） 【避難所の設置及び管理】 （H19年度修正） 【地域別避難所】 【二次避難場所の開設】 【病院・社会福祉施設等における避難誘導】 【広域的避難収容・移送】等	
避難所までの道のりが遠い	孤立化対策を追加			
沿岸部で道路が寸断され孤立地域が発生した	県のマニュアルに基づいた地域防災計画の変更 漁協との協定により海からの救助が可能に。ヘリ（陸自）との協力体制を検討中	垂水市地域防災計画(H19年度修正) 【孤立化集落対策】		
※避難所開設準備に関して	1避難所に職員2名配備。避難勧告前から対応			
災害時要援護者への支援	要援護者の移送に苦慮した（市に搬送用車両がない）	災害対策本部に避難輸送対策部を新設。交通弱者の避難体制の強化		
	要援護者の避難所での対応に苦慮した（長机に寝かせた例も）	垂水市災害時要援護者「避難支援プラン」の策定	垂水市災害時要援護者「避難支援プラン」 垂水市地域防災計画(H19年度修正) 【要援護者の避難体制の強化】	
	要援護者を収容する施設への連絡体制がない			
	要援護者の施設への受入れ体制が整備されていない	災害時要援護者の施設への受入れ体制の整備。82振興会のうち約50確認済み		
防災意識の向上	土砂災害に対する安易な捉え方、根拠のない自信	防災訓練への職員参加 防災管理監の採用による専門家のアドバイス 自主防災組織の設立を促す 自主防災組織の結成率アップ H17年10.3% →H18年49.3% →H19年67.3%（149振興会のうち105、43組織）	垂水市地域防災計画(H19年度修正) 【自主防災組織の育成計画】 防災リーダーの育成	
	土砂災害に対応した体制がない	講演会による防災マップ作り 鹿児島大学と協力した防災マップ作り 消防「災害巡視員」チームによる急傾斜地の警戒	防災マップの配布、ホームページでの公開(H18年度) 垂水市地域防災計画(H19年度修正) 【災害危険箇所等の調査結果の周知】	

避難勧告基準の見直し【平成 18 年度、平成 19 年度】

平成 17 年度地域防災計画

- (2) 避難勧告の基準
- ア 暴風の場合
引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。(風速 20メートル以上でさらに強まっていくことが予想される場合)
 - イ 豪雨の場合
豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まって来たとき。(連続雨量が 150 ミリ、時間雨量 50 ミリを超えたときのような場合)
 - ウ 洪水、高潮の場合
洪水、高潮のおこるおそれが予想される段階にいたったとき。
 - エ その他の場合
警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が強まったとき。

平成 18 年度地域防災計画

- (2) 避難勧告の基準
- ア 暴風の場合
引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。(風速 20メートル以上でさらに強まっていくことが予想される場合)
 - イ 豪雨の場合
豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まって来たとき。
 - ① 平地の場合：連続雨量が 150 ミリ、且つ、時間雨量 50 ミリを超えたときのような場合
 - ② 山地の場合：前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が 50 ミリを超え、時間雨量 30 ミリ程度の強い雨が降ると予想されるとき
- 但し、次に掲げる情報に留意し、総合的に判断するものとする。
- (7) 鹿児島県土砂災害警戒情報
 - (イ) 土砂災害警戒監視情報
 - (ウ) 各気象情報

平成 19 年度地域防災計画

(2) 避難勧告		
対象災害	地域等	判断基準
暴風	対象地域	・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。
豪雨 (土砂災害)	対象地域	・豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 ・近隣で前兆現象(斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等)の発見があったとき。 ・甚大な被害の恐れがあるので、より早めの避難の判断をするものとする。
	平地対象地域	・24 時間雨量が 150 ミリ、且つ、1 時間雨量 50 ミリを超えたとき。
	山沿い対象地域	・累計雨量が 100 ミリ以上あった場合で、24 時間雨量が 50 ミリを超えて、1 時間雨量 30 ミリ程度の強い雨が降ると予想されるとき。
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	

平成 18 年度には、全市共通だった避難勧告基準について、山間部の地域特性を考慮して連続雨量が平野部より 50 ミリ少ない雨量を基準として設定した。また、避難勧告発令の判断基準に土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報を採用し、地域防災計画に追加した。さらに平成 19 年度には、土砂災害警戒区域等についても、避難勧告基準を設定した。

土砂災害警戒区域の追加【平成 19 年度】

平成 19 年度地域防災計画

第 3 節 土砂災害予防計画

- 1 本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、被害が予想される箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等）を毎年点検するとともに降雨、台風時には巡回して監視する。安全施設については、国及び県の治水計画とも勘案し、土地条件に応じた施設又は措置を逐次実施していくものとする。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等の対策を推進する。
- 2 災害危険箇所の警戒避難体制の整備
市は、気象予報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。特に、土砂災害警戒区域においては早期に警戒避難体制を整備する。
- 3 災害危険箇所等の調査結果の周知
 - (1) 災害危険箇所の点検体制の確立
市は、防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。
 - (2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

【土砂災害警戒区域】

(19. 3. 30 公示)

箇所番号	区域名	抽出番号	土砂災害危険箇所との関係	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	公示番号
4604598	急・上園 1	kyu214-003_1	I-1-1956	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604599	急・上園 2	kyu214-003_2	I-1-1956	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604600	急・大園 1	kyu214-004	I-1-1957	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604601	急・大園 2	kyu214-005		急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604602	急・川下 1	kyu214-006_1	I-1-1958	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604603	急・浮津 1	kyu214-006_2	I-1-1960	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604604	急・川下 2	kyu214-006_3	I-1-1959	急傾斜	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604605	土・大園 1	dok214-004	214 I-02	土石流	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604606	土・大園 2	dok214-005	214 I-03	土石流	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604607	土・川下 1	dok214-006	214 I-08	土石流		鹿児島県告示第 624 号
4604608	土・川下 2	dok214-007	214 I-04	土石流	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604609	土・川下 3	dok214-008	214 I-07	土石流		鹿児島県告示第 624 号
4604610	土・川下 4	dok214-009	214 I-05	土石流	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604611	土・川下 5	dok214-010	214 I-06	土石流	○	鹿児島県告示第 624 号, 第 625 号
4604612	急・浮津 2	kyu214-008	II-1-5384	急傾斜	○	鹿児島県告示第 626 号, 第 627 号

平成 19 年度の地域防災計画には、指定されたばかりの土砂災害警戒区域において、早期に警戒避難体制を整備していく旨を記載し、避難勧告基準を設定（前出）している。また、参考資料として、土砂災害警戒区域の一覧を掲載している。

「災害時における放送要請に関する協定」締結【平成 19 年度】

各市町村長 殿

鹿児島県危機管理局危機管理防災課長

災害時における放送要請等について（通知）

災害時においては、放送機関を活用した避難勧告等の情報（以下「災害情報」という。）の住民への伝達が有効であり、本県においても、以前から関係放送機関と「災害時における放送要請に関する協定」（以下「放送協定」という。）を結ぶなどしているところです。

今般、放送要請する災害情報の伝達の確実性と迅速性を補完するために、放送協定の運用として、各市町村からも関係放送機関に対して、直接放送要請の内容を伝達できるようにし、別添写しのとおり関係放送機関あてに通知しました。

なお、放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第 57 条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合」に行うこととされていますので、これに該当しない場合の、放送機関への災害情報の提供の方法についても、今回、併せて、関係放送機関あてに通知しています。

つきましては、下記について、留意の上、貴市町村におかれましても、放送機関への災害情報の提供に努められますようお願いいたします。

記

1 放送協定に基づく要請関係

(1) 要請方法

様式 1 により、貴市町村から本県（危機管理防災課）に行う放送要請と併せて、放送協定の運用として、関係放送機関あてにも、直接要請を行います。（原則 F A X です。）

(2) 要請上の注意事項

放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第 57 条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合」に行うこととされていますので、ご留意下さい。

2 1 に該当しない災害情報の提供

(1) 緊急性の高い情報

避難勧告等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、様式 2 により、本県に報告を行うと共に、直接、関係放送機関に情報提供してください。（原則 F A X です。）

(2) その他の災害情報

2 の(1)以外の災害情報については、従来どおり各地域振興連絡協議会及び各支庁を通じて報告してください。

3 1 及び 2 の放送要請等連絡先は、別紙のとおりです。

災害が発生した場合、災害情報を放送機関を活用し、避難勧告などを住民に伝達するための協定書である。放送要請を迅速化するために、各市町村からも関係放送機関に対して直接放送要請の内容を伝達できるようにした。

災害対策本部に避難輸送対策部を設置【平成 19 年度】

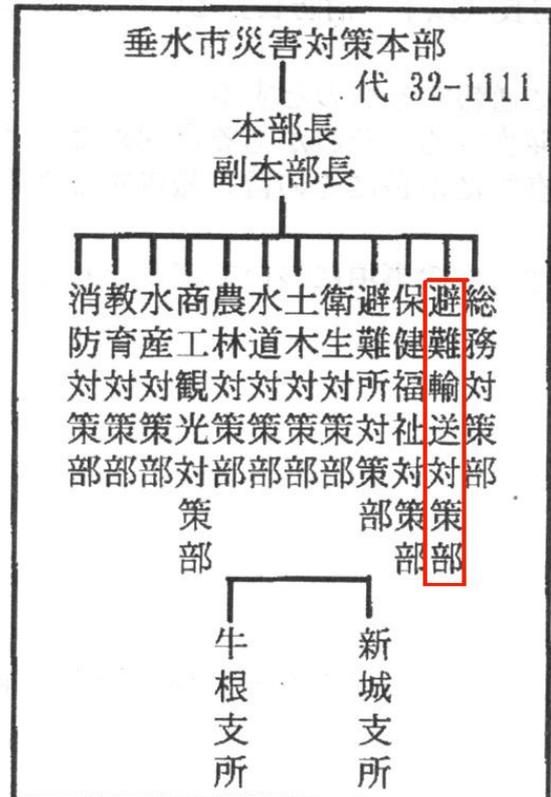
平成 17 年度地域防災計画

2 災害情報等収集報告系統



平成 19 年度地域防災計画

2 災害情報等収集報告系統



災害対策本部の配下に避難輸送対策部を設置し、災害時要援護者が避難する際に、専門として避難の補助が行えるようにした。

指定避難場所の再編【平成 18 年度、平成 19 年度】

◎平成 19 年度指定避難所(案)

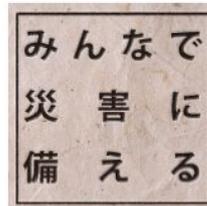
1	垂水市市民館	9	終原地区公民館
2	垂水市体育館	11	大野地区公民館
3	垂水小学校体育館	12	牛根地区公民館
4	協和中学校体育館	13	境小学校体育館
5	水之上体育館	14	中俣地区公民館
6	水之上地区公民館	15	協和地区公民館
7	水之上小学校体育館	16	道の駅たるみず
8	終原小学校体育館	17	垂水市環境センター

シリーズ8 指定避難所数 17

指定避難所の再編

■平成 18 年度の再編のポイント
①13箇所を指定解除
避難所内にトイレのない体育館や土石流危険溪流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外しました。
②3施設を追加指定
③道の駅たるみず

■指定避難所の再編
避難所の数は、平成 17 年度に比べると平成 19 年度は減少しています。
「垂水市は災害が多いのに、なぜ避難所が減っているのか」



■指定避難所とは
台風などの自然災害が発生した場合の避難場所として、垂水市では、指定避難所を設けています。また、その立地や周辺状況を考え、指定の見直しも行っております。
◎指定避難所数
・平成 17 年度 26箇所
・平成 18 年度 16箇所
・平成 19 年度 17箇所(予定)

※境地区の指定避難所は「境小学校体育館」のみとなります
②2箇所を追加指定
◎水之上小学校体育館
◎中俣地区公民館
※水之上地区の避難所である水之上体育館と水之上地区公民館は、進入路が冠水することがあるため、水之上小学校体育館を追加する方向で

■平成 19 年度の再編ポイント
①1箇所を指定解除
境地区公民館
は、現在、線路跡地が整地され、山からの土砂を受け止める土壁がなくなり、土砂災害の危険性が出て参りました。避難所指定を解除する方向です。

国土交通省の防災拠点としての位置付け、指定廃止した松ヶ崎地区公民館(土石流被害想定区域に位置)の代替施設として指定
◎垂水市環境センター
◎境地区公民館
③前項の結果、総指定避難所数は、26箇所から16箇所に再編されました。

協和地区については、が少なかったため、中俣地区が加・検討しています。
③前項の結果、総指定避難所数は、16箇所から17箇所に再編されました。
※平成 19 年度の再編案に5月頃に正式に決定するまで、再編については、ご意見がある場合は、気軽にご連絡下さいますようお願いいたします。

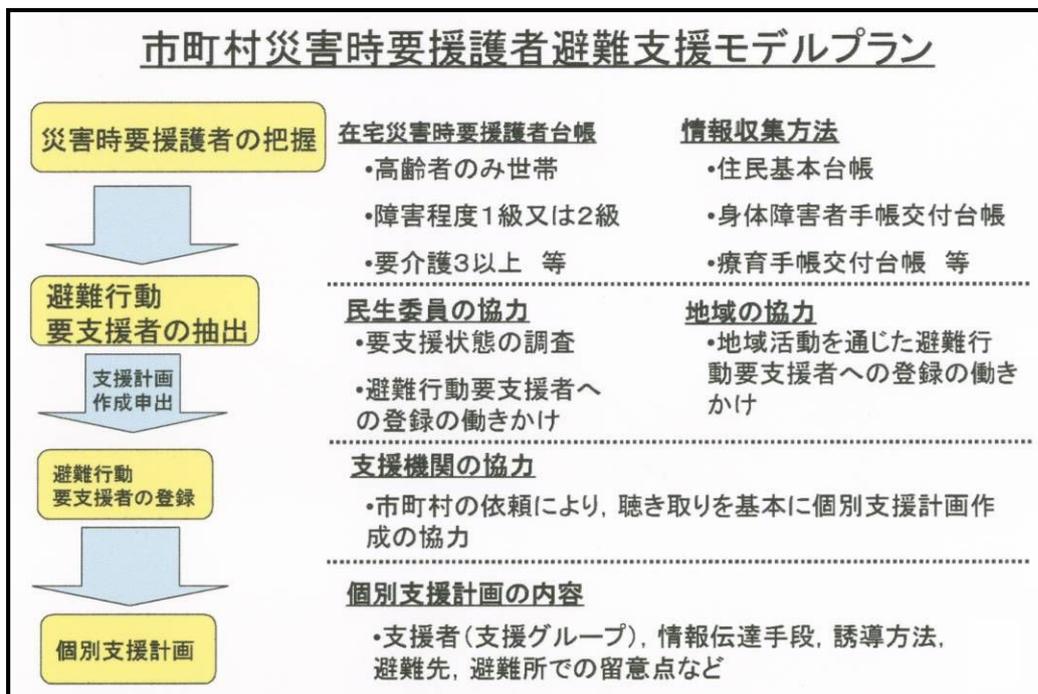
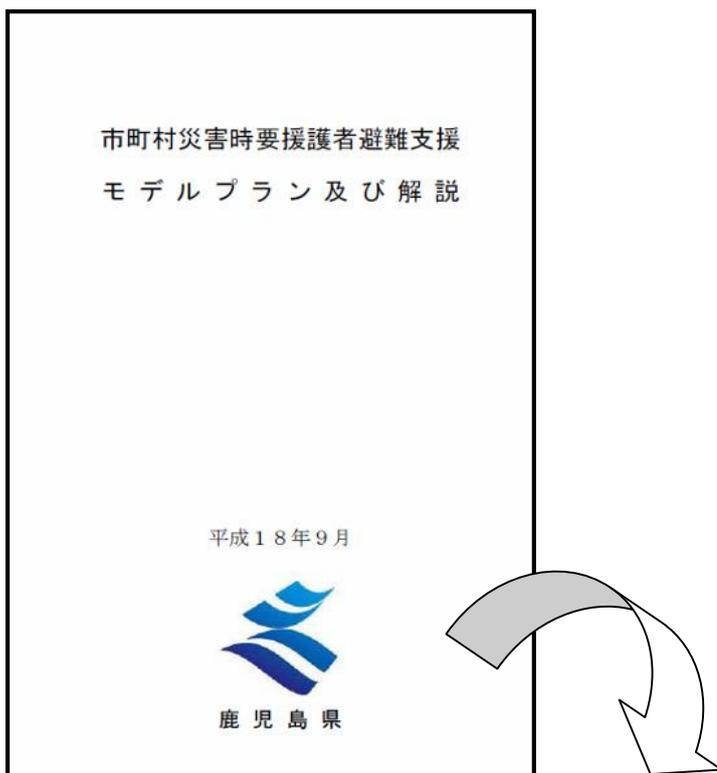
■最後に
市では、今後も、その再編された避難所の再編を行って参る絶対数が不足している現状を一般企業や安全な民家への参りたいと考えており、皆さんも今後とも、防災上に努めるようお願いいたします。
鹿児島県主催で講座を行う地域防災推進員養成講座
現在、県下82名が、地域防災員として各地の防災体制、災害時の補完作業に活躍しています。講座は毎年1回始末炎研修センターで実施され、名簿が研修しています。

■平成 18 年度の再編のポイント
①13箇所を指定解除
避難所内にトイレのない体育館や土石流危険溪流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外しました。

国土交通省の防災拠点としての位置付け、指定廃止した松ヶ崎地区公民館(土石流被害想定区域に位置)の代替施設として指定
◎垂水市環境センター
◎境地区公民館
③前項の結果、総指定避難所数は、26箇所から16箇所に再編されました。

避難所内にトイレのない体育館や土石流危険溪流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外し、平成 17 年度 26 箇所あった指定避難所を平成 18 年度に 16 箇所に再編した。さらに平成 19 年度にも見直しを行っている。

災害時要援護者「避難支援」プラン作成【平成18年度】



鹿児島県と共同で災害時要援護者支援プランを検討、作成した。プランとしては主に以下のプランを検討、実施している。

- ・ 民生委員による要支援者の調査抽出
- ・ メールを活用し、遠隔地の家族から身内の要援護者に早めの避難を呼びかける方策
- ・ 医療機関を取り込んだ要援護者支援のための協定の検討、

鹿児島大学と協力した防災マップづくり（鹿児島大学公開講座）

【平成 18 年】

鹿児島大学公開講座受講生募集

地域防災マップをつくろう！

— 自主防災組織づくりへの第一歩 —

垂水市は、鹿児島大学生涯学習教育研究センターと合同で「地域防災マップづくり（自主防災組織づくり）」を開催します。鹿児島大学の地形学・地質学専攻で災害地質や自然災害に造詣の深い井村隆介助教授のご指導のもと、自分たちが暮らす地域の地質や地形を実際に見聞し、自然の成り立ちを学び、どのような「理由」でどこが「危険」で、どこであれば「安全」なのか…を確認し、危険を予知する力を高めながら、自分たちで地域を守るために必要な組織づくりの方法について学びます。

本市は、度重なる自然災害を受けています。今後、安心して安全に暮らす術を身につけるチャンスです。

受講希望の市民の皆様を 40 名を定員に募集します。どしどし参加されるようお願いいたします。

■開催日時及び内容

- 7月22日（土）午後3時～午後5時
「垂水市の自然環境と災害」（案）
- 7月23日（日）午前10時～午後3時
「垂水市の地学巡検」（案）※弁当持参
- 8月20日（日）午後3時～午後5時
「災害に備える」（案）
- 9月3日（日）午後3時～午後5時
「地域防災マップを作る」（案）
- 9月10日（日）午後3時～午後5時
「地域防災自己採点」（案）

■募集人員：40名（定員に達し次第、締め切らせていただきます）

■対象者：垂水市在住在勤で「防災」に関心のある方、子ども育成会・振興会・自主防災組織会員、その他「地域のリーダー」的役割の方、消防団員…

■受講料：4,400円（垂水市が負担）

◎申込・問い合わせ先

受講を希望される方、お問い合わせは、総務課庶務係（TEL 32-1111 内線 223）まで

鹿児島大学生涯学習教育研究センターと協働で、「地域防災マップ作り（自主防災組織づくり）」を開催し、自分たちで地域を守るための必要な組織づくりの方法について学べる講座であり、参加者の受講料を市が全額負担している。

鹿児島大学公開講座「総合計画をつくろう」開催【平成19年度】

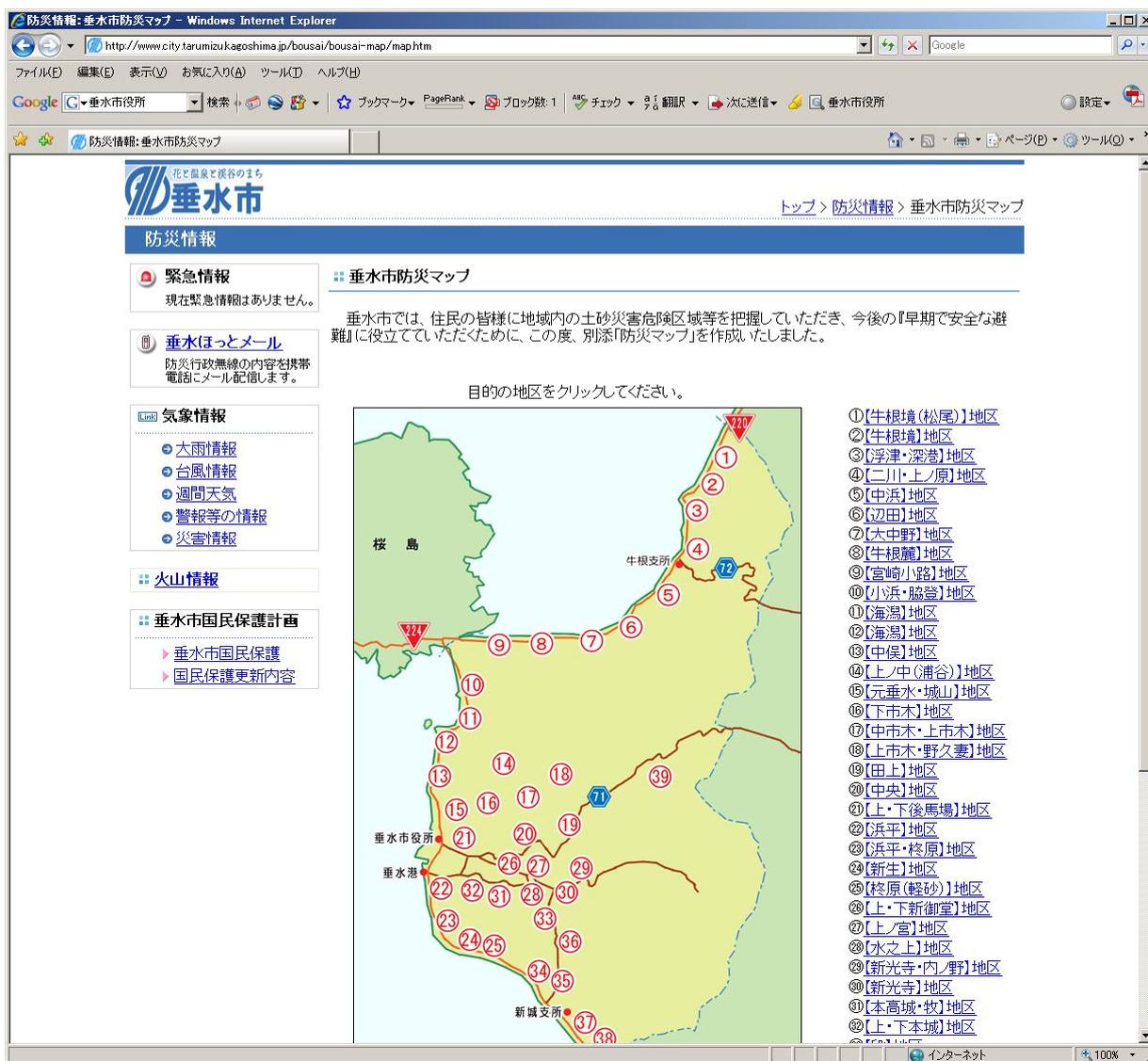


連載・第4回 第3回鹿児島大学公開講座
第4次垂水市総合計画
総合計画をつくろう開講
基本構想編Ⅲ
5月20日、第3回目となる市民向け鹿児島大学公開講座「総合計画をつくろう／基本構想編Ⅲ」が、垂水市民館大ホールで開催され、講座生22名を含む合計39名が参加しました。
講座は、鹿児島大学生涯学習教育研究センターの小栗有子准教授の進行で進められ、前回の講座で出された結果を「よい地域の条件」7つの分野にあてはめ、そこから、過去と現在の比較から課題を見つけ、何をすべきかということを中心に分かれて話し合いを行いました。
今回、その5班の発表の要旨を掲載します。詳しくは結果報告書としてまとめ、ホームページ、情報公開室で閲覧できます。

連載・第4回 第3回鹿児島大学公開講座
第4次垂水市総合計画
総合計画をつくろう開講
基本構想編Ⅲ
5月20日、第3回目となる市民向け鹿児島大学公開講座「総合計画をつくろう／基本構想編Ⅲ」が、垂水市民館大ホールで開催され、講座生22名を含む合計39名が参加しました。
講座は、鹿児島大学生涯学習教育研究センターの小栗有子准教授の進行で進められ、前回の講座で出された結果を「よい地域の条件」7つの分野にあてはめ、そこから、過去と現在の比較から課題を見つけ、何をすべきかということを中心に分かれて話し合いを行いました。
今回、その5班の発表の要旨を掲載します。詳しくは結果報告書としてまとめ、ホームページ、情報公開室で閲覧できます。

第四次垂水市総合基本計画の策定に向けて、垂水市のまちづくりに関して、現状分析を行いながら、課題の所在と今後の方向性について住民と講師が一緒に考え、報告書としてホームページや情報公開室から閲覧できる。

防災マップ作成【平成 18 年度】



住民に地域内の土砂災害危険区域などを把握してもらい、今後の「早期で安全な避難」に役立てるために「防災マップ」を作成し、市のホームページから公開している。

地域防災リーダーの養成計画【平成 19 年度】

		平成 18 年度地域防災計画
第 2 章 災害予防計画		
第 1 節	風水害予防計画	4
第 2 節	地震、津波災害予防計画	4
第 3 節	地すべり、山崩れ災害予防計画	6
第 4 節	建築物災害予防計画	7
第 5 節	災害通信整備計画	7
第 6 節	資材、器材等の点検整備計画	7
第 7 節	防災訓練計画	8
第 8 節	自主防災組織の育成計画	8
第 9 節	防災知識普及計画	9

		平成 19 年度地域防災計画
第 2 章 災害予防計画		
第 1 節	風水害予防計画	4
第 2 節	地震、津波災害予防計画	4
第 3 節	土砂災害予防計画	6
第 4 節	建築物災害予防計画	7
第 5 節	災害通信整備計画	7
第 6 節	資材、器材等の点検整備計画	8
第 7 節	防災訓練計画	8
第 8 節	自主防災組織の育成計画	9
第 9 節	防災リーダー等の育成強化	9
第 10 節	防災知識普及計画	9
第 11 節	防災研究の推進	10



第 9 節 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし若年層や高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう積極的に創意工夫をしていく。

平成 19 年の地域防災計画より、災害予防計画に節として設け、防災リーダー等の育成強化の方針を記載している。

地域危険度等の研究推進【平成 19 年度】

		平成 19 年度地域防災計画
第 2 章 災害予防計画		
第 1 節	風水害予防計画	4
第 2 節	地震、津波災害予防計画	4
第 3 節	土砂災害予防計画	6
第 4 節	建築物災害予防計画	7
第 5 節	災害通信整備計画	7
第 6 節	資材、器材等の点検整備計画	8
第 7 節	防災訓練計画	8
第 8 節	自主防災組織の育成計画	9
第 9 節	防災リーダー等の育成強化	9
第 10 節	防災知識普及計画	9
第 11 節	防災研究の推進	10



第 1 1 節 防災研究の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

- 1 地域危険度の調査研究
市は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災マップ等の作成に努める。
- 2 シラス防災対策についての調査研究
特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

平成 19 年の地域防災計画に記載され、地域の災害危険性を把握し、その結果を防災マップ作成掲載することや、地域の地盤の成り立ちやその対策についての調査研究を行うことが示されている。